

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立志都美小学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

したがって本校では、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき本方針を策定した。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、また、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなおおりに、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一集団内において、特定の児童に対し、言葉による嫌がらせや無視等の行為が行われた事案があった。また、SNS上に不適切な書き込みが見つけれられたケースが確認された。これらについては、未然防止のための、道徳教育並びに人権教育や情報モラル教育の充実と、早期把握の重要性を教職員で共有した。

（1）道徳教育と人権教育の充実

・道徳の時間を要として学校での全教育活動を通して、いじめ問題、自他の生命尊重、自尊感情、他

者への思いやりといった道徳性を養う。

- ・いじめ問題や差別に対する正しい見方考え方のできる意欲と実践力を養う。
- ・人権教育の年間計画に基づき、いじめ防止や差別の解消に向けた学習活動を各学年で取り組む。

(2) きめ細やかな生徒指導の充実

- ・積極的な児童とのふれあいを通して、一人一人を深く理解する。
- ・個性の伸長を図り人間味溢れる児童の育成に務める。

(3) 児童が自己肯定感や充実感の得られる特別活動の充実

- ・学級活動を通して、互いのよさや可能性を発揮できる資質・能力を養う。
- ・様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することのできる資質・能力を育成する。

(4) 教職員のいじめ防止に向けた研修の充実

- ・校内研修において、いじめの早期発見・早期対応に関する研修を実施する。
- ・事例研究や情報共有を通して、教職員間の共通理解と指導力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携し、専門的知見を活用した研修を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 児童理解に基づいた児童観察の充実

教職員は、日頃の様々な教育活動を通し、児童の表情の変化や言動、友だち関係などの小さなサインを見逃さないように努める。また、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのある行為についても、積極的な発見を心がけ早期発見に努める。

(2) いじめの積極的な認知の徹底と実態把握の充実

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合またはいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、積極的な認知を行い、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童及び加害とされる児童並びに目撃した児童に簡易な聴取調査を実施する。

(3) 見守り体制及び情報共有の徹底

教職員は、いじめを認知したとき、被害児童、加害児童、目撃した児童らの供述に基づき確認した、客観的事実の速やかな情報共有を図る。特に、被害児童の安全確保は最優先とする。

(4) 教職員研修及び関係機関との連携の推進

教職員は、校内研修や事例研究を通して、いじめの早期発見・早期対応に関する資質向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携し、専門的な視点から児童理解を深める。また、SNS等に関するトラブルへの対応力の向上を図る。

5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

【志都美小学校いじめ防止対策校内委員会】

委員長	校長	上中 了仁
委員	教頭	有村 健二
委員	教務主任	林 亜希子
委員	生徒指導主任	村田 圭史
委員	教育相談担当及び養護教諭	塚元 景子
委員	特別支援教育コーディネーター	中垣 りか
委員	当該学年(クラス)担任	
委員	スクールカウンセラー	達 智哉

7 保護者及び地域住民等との連携

(1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。特に、「家庭訪問」の取組みを大切にし、日頃からの信頼関係の構築に努める。

(2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ、保護者説明会等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

児童の規範意識の育成等に向けて、保護者、地域と連携・協力して取組(あいさつ・礼儀・ことば使い等)を進める。

(4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

8 関係機関との連携

香芝市教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所(子ども家庭相談センター)、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図るとともに、日頃から信頼関係構築のため、情報交換・情報共有に努める。

9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。